

ESG/サステナ用語 その1



【 ESG・サステナビリティ 】

ESGとは、環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)の頭文字を合わせた略語です。そして、投資する企業が、財務情報だけでなく、環境や社会に配慮して事業を行っているか、適切な企業統治がなされているかどうかなども考慮して投資を行うことを**ESG投資**といいます。ESGやESG投資が注目されています。

では、なぜESGやESG投資が注目されているのでしょうか。ESGの考え方が徐々に広がるなか、2006年に国連で「PRI(責任投資原則)」が提唱されたことによりESG投資が本格的に注目を集めるようになりました。PRIには、ESGの視点を取り入れることを機関投資家の投資原則とすることなどが含まれており、世界の様々な機関投資家がPRIに署名しています。2015年にはGPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)も署名したことで、日本でもESG投資が拡大しました。さらに2015年国連サミットにおいて**SDGs**(持続可能な開発目標)が採択され、環境もビジネスも**サステナビリティ**(持続可能性)が重要という価値観が定着しつつあることも大きな理由といえます。

社会が気候変動や人権問題など様々な課題に直面しているなか、これらの社会課題は企業のサステナブル(長期的に持続可能)な成長においてもリスクになると考えられます。だからこそ、企業の長期的な成長においてESGの観点が必要という考え方が広く浸透してきており、ESGやESG投資への取り組みは今後も拡大していくと考えられます。

PICK UP

ESG、SDGs、サステナビリティの関係

企業がサステナビリティに取り組む場合、ESGは、投資家に対してであり、環境・社会・企業統治の観点から、企業としてどうあるべきか(Be)に重点を置いています。一方、SDGsは、従業員や消費者に対してであり、SDGsの求める価値の創出に向けて、何をすべきか(Do)ということが重要になります。このような方向性の違いはあるものの、どちらも企業のサステナブルな成長を達成するためには重要な要素といえます。



ESG投資の歴史

SRI (社会的責任投資)

1920年代

倫理的
価値観に
基づいた
投資

1960年代

社会問題
を意識した
投資

1990年代

環境問題
に配慮した
投資

ESG投資

2006年~

ESGを企業の
持続的成長と
結びつけて考える
投資

出所:各種情報をもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報および作成時点での見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。

投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項

【投資信託に係るリスクと費用】

● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券(REIT)などの値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

● 投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

■ お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料: **上限3.85%(税込)**

換金時手数料: **換金の価額の水準等により変動する場合がありますため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。**

信託財産留保額: **上限0.5%**

■ お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬): **上限年率2.09%(税込)**

※上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

その他費用・手数料: 上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書(交付目論見書)等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用(上限額等を含む)を表示することはできません。

- ※ 手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。
- ※ 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。
- ※ 投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、または同時にお渡しますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。
- ※ 税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となる場合があります。

【ご注意事項】

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。
- 当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。
- 投資信託は、
 1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象ではありません。
 2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

230130JS用語コラム#1